

子母発0323第1号
令和5年3月23日

(別記宛先) 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針の変更について」に係る情報提供について

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

政府においては、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）第11条第7項に基づき、令和5年3月22日、別紙のとおり「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」の変更（以下「成育医療等基本方針」という。）を閣議決定したところです。

また、別添のとおり、厚生労働省子ども家庭局より、各都道府県知事・保健所設置市市長・特別区区長宛に、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針の変更について」（令和5年3月22日付け子発0322第5号厚生労働省子ども家庭局長通知）を通知いたしました。

貴団体におかれましては、成育医療等基本方針の内容について御了知いただくとともに、会員、関係者等に対し周知いただけますよう御配慮をお願い申し上げます。

公益社団法人日本医師会会長
公益社団法人日本産婦人科医会会長
公益社団法人日本産科婦人科学会理事長
公益社団法人日本小児保健協会会長
公益社団法人日本小児科学会会長
公益社団法人日本小児科医会会長
公益社団法人日本歯科医師会会長
公益社団法人日本看護協会会長
公益社団法人日本助産師会会長
公益社団法人日本栄養士会会長
公益社団法人日本薬剤師会会長